

倫理委員会セッション

原子力への信頼を，倫理的な行動から考える

(1) 本会倫理規程における専門職原則，誠実性原則 ～社会からの信頼の観点から～

2022年9月8日

神谷 昌伸

(一社)日本原子力学会 倫理委員会 幹事
日本原子力発電(株)

学協会と倫理規程の役割

- 学協会が倫理規程（倫理綱領）を有する理由は、**専門家集団（専門職, profession）と一般社会との間に一種の「契約」**があるという欧米の専門職倫理の歴史※に起源がある。 ※聖職者、医師、弁護士などの法律家
- 専門家は、一般の人にはできない、かつ社会にとって不可欠なサービスを、責任を持って行い、その見返りとして、社会は高い地位と自治権をその集団に与えてきた。
- この相互に利益のある関係を保持するため、**専門家集団は、倫理規程を制定し、個々の専門家が専門家集団の一員として自らを厳しく律し、これに則って依頼された業務を達成するために最善を尽くし、模範的なサービスの提供を社会に対して宣誓**する。
- 本会でも同様の認識の下に、倫理規程が制定された（2001年）。
- 倫理規程は**行動の規範**であり、**賛助会員を含む会員は、社会からの負託を受け、社会に大きな影響を与える可能性のある業務に携わる者として、社会の中、あるいは社会に対して、責任ある振る舞い**を示さねばならない。

※ 表記はそれぞれ当時のもの

年	原子力学会倫理委員会の活動	社会に大きな影響を与えた原子力事故等
1979		TMI事故
1981		原電：敦賀1号機 放射性廃液漏洩 事実隠蔽
1986		チェルノブイリ事故
1991		関電：美浜2号機 蒸気発生器細管破断
1995		動燃：もんじゅ二次系Na漏洩およびビデオ隠し
1998		原電工事：使用済み核燃料輸送容器データ改ざん
1999		BNFL：MOX燃料製造データ改ざん
	倫理規定制定委員会第1回会合	JCO臨界事故
2001	倫理規程制定、倫理委員会発足	
2002		東電：自主点検記録改ざん等
2004	・倫理規程改定	関電：美浜3号機 二次系配管破断事故
2007	(2003,2005,2007,2009の計4回)	北陸電：志賀制御棒引き抜け事故発覚
	・委員会による意見等の表明	東電：中越沖地震による柏崎刈羽変圧器火災
2011		東電：福島第一原子力発電所事故
2014	倫理規程改定（5回目）	
2018	倫理規程改定（6回目）	
2019		関電：金品授受問題発覚
2020	金品授受問題への見解の表明	
2021	倫理規程改定（7回目）	東電：IDカード不正使用問題、核物質防護機能の一部喪失事案の発覚等
2022	核物質防護事案を踏まえた見解の表明	

倫理的な行動の積み重ねによる良好事例

東日本大震災における

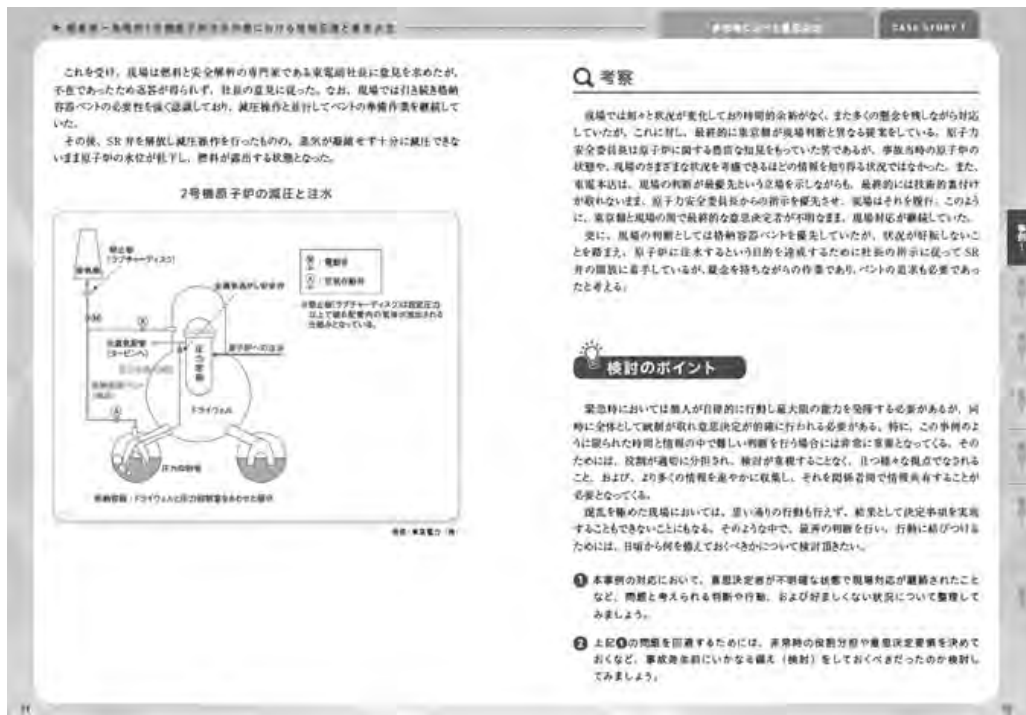
原子力分野の事例に学ぶ
技術者倫理



2016年発刊事例集

購入申し込みは <http://www.aesj.net/publishi-1512>
(¥1,000+税+送料)

一般社団法人 日本原子力学会 倫理委員会 [編]



1. 非常時における意思決定 – 福島第一原子力発電所2号機原子炉注水作業における情報伝達と意思決定
2. 非常時に向けた備え、基盤づくり – 福島第一原子力発電所5号機および6号機の冷温停止
3. 非常時に備えた意識づくり – 福島第二原子力発電所冷温停止
4. 自治体、事業者など包括的な体制づくり – 東海第二発電所における津波対策
5. 安全確保に対する姿勢 – 女川原子力発電所における津波対策
6. 設備展開の重要性 – 東京電力(株) 免震重要棟設置

憲章 1. 行動原理

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

1 - 4 技術者の行動による信頼

会員は、**技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。**

誠実に業務を遂行する中で**倫理的な問題（ジレンマ等）**に直面することがある。

「社会の理解を得ることができる」倫理的な行動がいかなる行動なのか、倫理規程全体に立ち戻って考えることが重要。

倫理的な問題に直面した際に、その状況に応じて自身で考え、判断し、行動することになる。**倫理規程は、会員が専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考える機会を提供する。**

あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与する。ここに倫理規程の意義・価値がある。

憲章 4. 誠実性原則・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、**社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。**

4 - 1 誠実な行動

会員は、誠実に業務を実施する。

その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは**社会**から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、**社会に対して説明できない行動はとらない。**

4 - 5 **社会からの負託**

会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、**社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。**

4 - 6 会員の安心への戒めと**信頼のための行動**

会員は、安全の状態を過信し、自らがそのことで安心してはならない。

公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴くこと等、不断の努力によって得られるものと認識する。

憲章 4. 誠実性原則・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、**社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。**

4-1 誠実な行動

会員は、誠実に業務を実施する。

その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある

場合、**タイトルに「信頼のための行動」と追記**

4-6の本文は改定していないが、原子力の「危険性を十分に認識し」、また、学会内外も含めた「**他の意見・批判をよく聴くこと等**」の「**不断の努力**によって」、「公衆の信頼」を獲得していくことを謳っている。

4-1
これは社会に対する基本的で重要な倫理的行動である。

会員は、**社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るよう努める。**
これは社会に対する基本的で重要な倫理的行動である。
会員は、原子力技術を取り扱う組織または個人として、**社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るよう努める。**

4-6 会員の安心への戒めと**信頼のための行動**

会員は、安全の状態を過信し、自らがそのことで安心してはならない。

公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴くこと等、不断の努力によって得られるものと認識する。

憲章 5. 専門職原則

会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、**その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して技術の発展に努めるとともに**、人材の育成と活性化に取り組む。

5-2 専門能力の維持・向上

会員は、**求められる専門能力や倫理的行動が、時代とともに変化することを自覚し、常に社会の要請に応える能力を備えるよう努める。**

5-6 社会への情報発信と対話の実践

会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、**原子力に関わる諸問題について真摯に対話し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。**

「また」以下の一文を追加し、技術に基づく製品・サービスや研究成果を社会に提供・還元するだけでなく、**専門職として、「真摯に対話」することにより、「社会的課題の解決に寄与することを目指す」**ことを倫理的な行動として謳った。このことは、社会との関係を深め、相互に信頼を醸成していく観点から重要な行動であり、また、専門職の行動として重視すべき価値あるもの。

倫理規程の射程

- 原子力に**携わる者**の信頼について
- 原子力に**関わる組織**の信頼について
- △原子力政策（原子力技術の活用、安全規制）に関わる意思決定の信頼について

